カントの大学論 一『学部の争い』

小 澤 幸 夫

はじめに

『学部の争い』は1798年、74歳のカントが存 命中に自ら出版した最後の著作である。この書 が近代大学の基となったベルリン大学の創立者 フンボルトに影響を与えたことはよく知られて いることであり、またカール・ヤスパースとク ルト・ロスマンの『大学の理念』でも近代的大 学の原理を展開したものとして高い評価を受け ているが、なぜかカント研究者の間ではこの書物 について論じられることが少ないようである。1) 確かにカント全集の編集者であり、カントにつ いての浩瀚な研究書で知られるカール・フォア レンダーの指摘にもあるとおり「彼の晩年の著 作に多く見られるように、精神性豊かな老人に つきもののある種の冗漫がみられる」2)のは否 めない。またカント自身が述べているように、 それぞれ成立時期も書かれた背景も違う三つの 論文をまとめて一冊の書物として刊行したわけ であるから、書き方も論点も統一性を欠いてい る。しかし学問の細分化が進んだ反面、知識が 拡散して方向づけを失い、その有機的な再統合 への道が模索されている21世紀の今日読んでみ ても、なお示唆に富むところも多い。温故知新、 ここでもう一度カントの大学論に耳を傾けてみ るのも意味がないことではあるまい。

1. 『学部の争い』の構成

『学部の争い』は次のように序文と三つの論 文からなっている。全体の前書きにあたる序文 (Vorrede) の中でカントは次のように述べてい る。

「学部の争い」という一般的題名のもとにこの書には、私によって違った意図で、また違った時期に作成せられたけれども、しかし一冊の著書として結合して体系的統一をなすことには適している三論文が現われているが、私はこの三論文については、これらの論文が下級学部と三つの上級学部との争いとして(分散しているのを防ぐために)しっくりと一巻の著作のうちに集合しうることにすでにすぐ後になって気づいてのである。31

¹⁾ カントの専門家である創価大学非常勤講師伊藤貴雄氏の御教示でも、簡単に入手できる参考文献としては、牧野英二「カントの大学論『諸学部の争い』の現代的射程」(『現代思想』臨時増刊号第22巻第4号、1994年3月、295-305頁)を挙げられたのみであった。また牧野の論文でも註に「管見するかぎり、邦語・欧語を問わずカントの大学論をテーマとして掲げた研究論文は寡聞にして知らない」とある。(上掲書、305頁)。

²⁾ Karl Vorländer: Immanuel Kant. Der Mann und das Werk. Sonderausgabe nach der 3. erweiterten Ausgabe von 1992. Wiesbaden: Marix 2004, Bd.2,S.279.

なおアカデミー版カント全集の『学部の争い』は彼が編集を担当している。
3) Imanuel Kant:Der Streit der Facultäten. In: Kants Werke. Akademie-Textausgabe, Unveränderter photomechanischer Abdruck des Textes der von der Preußischen Akdemie der Wissenschften 1902 begonnenen Ausgabe von Kants gesammelten Schriften. Berlin: Walter de Gruyter 1968, Bd.VII, S.11. 訳は『学部の争い』小倉志祥訳、『カント全集 第13巻』理想社、1988年、309頁以下によった。

以下カントの著作からの引用は、上記の全集により、巻数をローマ数字で表し、ページ数をアラビア数字で表示する。また『学部の争い』の翻訳の該当箇所は () 内に入れて表示した。

序文に続く本文の構成は次のようになっている。

第1部 哲学部と神学部との争い 序論

学部一般の区分

- I 学部の関係について
- 第1章 上級学部の概念と区分
 - A 神学部の特質
 - B 法学部の特質
 - C 医学部の特質
- 第2章 下級学部の概念と区分
- 第3章 上級学部と下級学部との違法的な争い について
- 第4章 上級学部と下級学部との合法的な争い について

成果

- Ⅲ 附論 神学部対哲学部の争いの実例による 学部間の争いの解明
 - I 争いの実質
 - Ⅱ 争いの調停のための聖書解釈の哲学的原 則
 - Ⅲ 聖書解釈の原則に関する哲学的原則の反 論と回答

総註 宗派について

学部間の争いの講和締結と調停 この聖なる書物の実践的利用とこの書の継続 の臆測的時間についての聖書的-史学的諸問 題の補遺

宗教における純粋神秘説についての補遺

第2部 哲学部と法学部との争い 再び始まる問い 人類はより善いものに向う 絶えざる進歩のうちにあるかどうか 結び 第3部 哲学部と医学部との争い

単なる意図によって病的感情の支配者となる 心意の力について-フーフェルラント教授殿 への返書

養生法の諸原則

結び

後記

一見して分かるのは第1部が(15-75頁)、第2部(77-94頁)、第3部(95-116頁)に比較して異様に長く、また細かく分かれていることである。これは前述のとおりこの書が本来成立時期も書かれた背景も違う別々の論文をまとめたことに由来するが、「序文」からも分かるように、カント自身はそこに必ずしも不統一を感じてはいなかったようである。しかし牧野英二の指摘にもあるように、「カント自身の説明の妥当性も含めて、それが内容的にみて一冊の書物としてどれだけの統一性を保持しえているか、大いに問題である」4、と思われる。

実際、第2部の標題は「哲学部と法学部との 争い」となっているが、法学部に対する言及は 一切なく、テーマは「再び始まる問い―人類は より善いものに向う絶えざる進歩のうちにある かどうか」という歴史哲学の問題である。フラ ンス革命に対するカントの見解など興味深い箇 所があるが、全体として「哲学部と法学部との 争い」の問題を扱っているとは言いがたい。

また第3部は主としてカント自身の「養生法」について述べたものであり、「養生法の原理としてのストア主義(sustine et abstine 耐えよ、しかして避けよ)は単に徳論としての実践哲学のみならず、また医術としてのそれにも必要である。 医術は、自己自身に与えられている原則によって自己の感性的感情の支配者であるという人間に内在する理性の力のみが生活様式を規定するならば、このときには哲学的である」50というような箇所も見られるが、やはり

⁴⁾ 牧野、上掲論文、296頁。

⁵⁾ VII,100f. (訳書432頁)

⁶⁴ 国際経営論集 No.35 2008

医学部と哲学部の関係を前面に出しているとは言いがたい。むしろ「第1章 上級学部の概念と区分 C 医学部の特質」の「この学部はその行動の規則を、上記の二つの上級学部のように統治者の命令からではなく事実そのものの本性から取ってこなくてはならぬという特殊性のために一それゆえ医学部の学説はまた根源的には、最広義に解すれば哲学部に所属せざるをえないであろう一」がという考察のほうがこの書名の本質により近いと思われる。

それではこの書が後世に影響を与えた部分は どこにあるのであろうか?『学部の争い』とい うタイトルが示すとおり、各学部の特質と各学 部と哲学部の関係を扱った第1部、特にその前 半である。この部分は総論であり、それ以下が 各論といえよう。それでは次にそれを詳しく見 てみよう。

2. 上級学部と下級学部の概念と区分

「序論」に続く「学部一般の区分」ではまず、 「上級学部」(obere Facultät) と「下級学部」 (untere Facultät) について語られている。周知 のように中世の大学では、大学は4つの学部を 持つのが通例であった。神学部、法学部、医学 部そして哲学部である。これは12世紀に創設さ れたパリ大学の学部構成が基になっており、14 世紀に設立されたプラハ(1348年)、ウィーン (1365年)などドイツ (神聖ローマ帝国) の諸大 学もこれに倣っている。ハプスブルク家のルー ドルフ4世がプラハに対抗してウィーンにも大 学を創設しようとした時、神聖ローマ帝国皇帝 兼ボヘミア国王であったルクセンブルク家のカ レル4世はローマ教皇庁に向って妨害工作を行 い、新大学の誕生を阻止しようとした。大学を 設立するには教皇または皇帝の特許状を貰うの が慣例になっていたからである。このためウィー

ン大学は神学部なしで、いわば半身不随の形でスタートしなければならなかった。ウィーン大学に神学部が認められたのはカレル4世が亡くなった後の1384年のことであるが、この一件を見ても、当時の神学部の優位が分かるであろう。⁷⁾

カントが2度学長を務めたケーニヒスベルク大学(1544年創立)は、1527年創立のマールブルク大学に次ぐ、プロテスタント系では2番目に古い大学である。従来の例にならって4学部制をとっていたが、宗教改革以前に創立されたドイツの大学が神学部に重点を置いていたのに対し、人文主義的理念に基づいたプロテスタント系の大学に属するケーニヒスベルク大学は哲学部を重視したと言われている。8)

それではなぜ神学部、法学部、医学部が上級 学部と呼ばれ、哲学部が下級学部と呼ばれるの であろうか?カントによれば、その理由は次の ようである。

この区分と名称のあり方についてこれまで質問せられてきたのは学者たちの仲間ではなく政府であることは、認められよう。けだし、その学説がどのような性質であるべきか、公的に講述せられてしかるべきかどうか、これについて政府自身が関心を抱くことになる学部のみが上級学部に数えられているからであり、これに反して、その学問的命題を思い通りに取り扱ってよろしいので学問の関心のみを配慮すべきである。9)

つまり、この区分は学問そのものに上級と下級という等級があるということを意味しているのではなく、その根拠は国家に対する学問の関与の仕方にあるというのである。もっともこれ

⁶⁾ VII,26.(訳書329頁)

⁷⁾ 島田雄次郎『ヨーロッパの大学』玉川大学出版部、1990年、53頁参照。

⁸⁾ 島田、93頁および158頁、ならびに牧野、296頁参照。

⁹⁾ VII,18 f. (訳書319頁)

はカント独自の見解であり、大学史の常識とはいささか異なる。

ヨーロッパの大学は、そもそも修道院学校の外校(修道僧の養成を目的とする内校に対し一般俗人のため開かれたもの)や本山学校の一般俗人の教育のための教科であった7自由科(Septem artes liberales)、すなわち文法・修辞・論理(弁証)の3学と算術・幾何・天文・音楽の4科を教えることから発展してきたのである。時代とともに大学も整備され、パリ大学では教師と学生のウニヴェルシタス(同業組合)は神学、法学、医学そして自由科のそれに分かれたが、自由科の課程は基礎的であり、他の学部に対する予科でもあった。ドイツの諸大学が範をとったパリでもやはり神学、法学、医学が上級学部だったのに対し自由科(=教養学部)は下級学部であったのである。

ではなぜカントがこのような独自の見解を出すに至ったか。その答えはしばらく措くとして、本文に戻ろう。上級学部に政府が関心を抱く理由について彼は次のように説明している。

理性に従えば(すなわち客観的には)、 政府が(国民に影響を及ぼすという)その目 的のために利用しうる動機は次のような配 列になるであろう、まず第一は各人の永遠 の幸い、次は社会の成員としての市民的幸 い、最後は身体の幸い(長く生きて健康で あること)。第一のものに関する公開の学 説によって政府自身は臣民の思想の内なる ものと極めて閉ざされた意向とに対して、 前者を見つけ出し後者を操縦するように極 めて大きな影響を及ぼし、また第二のもの に関係する公開の学説によって臣民の外的 挙動を公的な法律の制御のもとに置き、ま た第三の公開の学説によって、政府自身の 意図に役に立ちうる多数の強健な国民の現 実に存在することを確保しうるのである。—— ――それゆえ理性に従えば上級学部間で普

通に採用せられている序列は確かに次のよ うになるであろう、すなわち、まず第一に 神学部、その次に法学者の学部、最後に医 学部。自然本能に従えば、これに反して人 間にとって医者が最も重要な人物であるで あろう、なぜなら医者は人間にとってその 生命を延期してくれるからであり、その後 ではまず第一に、人間に偶発的な自分のも の〔財〕を保持することを期待させてくれ る法律に明るい人が求められ、やっと最後 に、たとえ浄福が問題であるとしても、 (ほとんど、今にも死にそうになったとき に) 聖職者が求められるであろうが、なぜ なら聖職者は来世の幸福を大いに讃美する けれども、実のところは来世について何一 つとして自分の目で見ていないので、聖職 者自身も、医者によって現世の涙の谷のう ちにいつも今しばらくの時間を生きながら えさせてもらうことを渇望しているからで ある。10)

引用が長くなったがこれ以上の説明は無用であろう。最後の軽い皮肉は人間通でもあり、ユーモリストでもあったカントの面目躍如とした文章だと思うのは筆者だけであろうか。

さて以上見てきたように、上級学部の学問の 内容が政府の意図と結びついているのに対し、 哲学部の学問は国家権力とは何の関わりも持た ない。

学問共同体のためには是非とも大学にも う一つ別の学部が存在しなくてはならぬの であり、この学部はそれみずからの学説に 関して政府の命令から独立しており、他に 命令を与えるべきではないけれども、しか しすべての命令を判定する自由を具えてお り、この自由は、理性が公然と発言する権 利をどうしても有さなくてはならぬ場合に は、学問的関心、すなわち真理への関心と

¹⁰⁾ VII,21f. (訳書323頁)

かかわり合っているのであり、なぜなら、もしかかる自由がないならば真理が(政府自身に損害を与えても)明るみに出ることはないであろうが、しかし理性なるものはその本性に従って自由であり、或るものを真理と思え(etwas für wahr zu halten)というどんな命令をも採用しないからである。(信ぜよ crede ではなくして自由に信ずるcredoことのみ)")

カントは、政府の命令から独立している哲学部にこそ学問の自由の場があり、それが大学にとって必要だと主張するのである。なお、言うまでもないことであるが、ここでいう「哲学」とは自然科学をも含むものであり、現代における狭い意味での哲学ではない。

カントの区分に従えば哲学部は二つの部門に 分かれる。すなわちこの学部は「歴史学的認識 の部門(経験的認識に関する自然学の提供する すべてのものと共に歴史や地理学や学問的言語 知や人文学などの所属している部門)ともう一 つは純粋な理性認識(純粋数学と純粋哲学すな わち自然の形而上学と人倫の形而上学) の部門 とを包含しており、これら両部門はその学識に 関してその間に交互的関係のうちにある二つの 部分である。哲学はまさにこれゆえに、人間知 の全部分に(したがって歴史学的には上級諸学 部の上にも)及んでいるが、ただし哲学部はそ の全部分(すなわち上級諸学部の固有の学説や 命法)をみずから内容としているのではなく、 諸学の利益を目ざして、みずからによる検証と 批判との対象としているのみである」。12)

カント自身優れた自然科学者であり、宇宙の 星雲説的発生を論じた『天体の一般的な自然史 と理論』(1755年)は、「カント・ラプラス説」 として知られている。ガリレオ・ガリレイの例 を出すまでもなく、真理が世俗的な権力の前で 屈せざるをえなかったことは多い。カント自身 『単なる理性の限界内における宗教』(1793年) で啓示宗教および教会を批判し道徳的理性信仰 を主張したため筆禍を招き、以後の宗教に関す る講義ならびに著作活動を禁止されてしまった。 この間の事情は『学部の争い』の序文でも国王 フリードリヒ・ヴィルヘルム2世からの詔令な らびにそれに対するカントの返書を引用して詳 しく述べられている。『学部の争い』が出版さ れたのはフリードリヒ・ヴィルヘルム2世が亡 くなった翌年であり、それまでのカントの鬱積 した思いが、読みようによっては直接本文の内 容と関わりのないような、いささか唐突な印象 を与えるこのような序文を書かせたのであろう。

カントにとって大学においては何より「(学識一般の本質的かつ第一義的条件としての)真理こそが肝要」¹³⁾であり、「上級学部が政府のために約束する有用性は第二級の契機にすぎない」¹⁴⁾のである。この理念こそがカントにそれまでの伝統的な哲学部の役割を再検討させ、「哲学部は神学部の侍女であるという傲慢な主張」¹⁵⁾を批判させる根拠となったのである。

3. 上級学部と下級学部の違法的な争いと 合法的な争い

哲学部の使命の一つは他学部の学問内容を「検証と批判の対象」とすることであるから当然そこには対立関係が生じる。それをカントは「違法的な争い」と「合法的な争い」に分けているが、その基準はどこにあるのであろうか。

学部間の争いは国民一般への影響から生じる。 前述したように国民の願いは「死後の浄福」、 「自己の権益の保証」そして「生命それ自体の自 然的享楽(すなわち健康と長寿)」である。¹⁶

¹¹⁾ VII,19f. (訳書320頁以下)

¹²⁾ VII,28. (訳書332頁)

¹³⁾ Ebd. (訳書331頁)

¹⁴⁾ Ebd. (同上)

¹⁵⁾ Ebd. (同上)

¹⁶⁾ Vgl. VII,30. (訳書334頁)

国民一般は指導せられることを欲してい る、すなわち(煽動家の言葉を使えば) 欺 瞞せられることを欲している。しかし国民 は学部の学者たちによってではなく(けだ しこれらの学者の智慧は国民には高きに過 ぎる)、学部と関係のある、こしらえもの (savoir fair 術策) を心得ている実務者た ち、すなわち聖職者や司法官や医者たちに よって指導せられることを欲しているので あり、これらの実務者は実践家として自分 たちにとって極めて有益なる予測を具えて いるのであり、これらの事実を介して次に、 それらの実務者によってしか国民に作用を 及ぼしえない政府は学部に理論を押しつけ るように、みずからが誘惑せられるのであ るが、その理論たるや学部の学者たちの純 粋な洞察に由来した理論ではなくして、そ れらの実務者たちが国民へ影響を及ぼしう ることを打算しているところの理論である。 (中略) ここにこそ上級諸学部と下級学部 との間の本質的な、決して調停せられない 違法的な争いがあるが、なぜなら人々が政 府に委ねているところの、上級諸学部に対 する立法の原理は政府によって権威づけら れている無法性そのものであることになる からである。「7)

国民は安直な幸せを求め政府はそれに応えよ うとする。上級学部は、必ずしも積極的ではな いにせよ、結果として実務者を通じそれに加担 することになる。一方哲学部はこれら国民の願 望に「理性から借用する指図によってのみ関係 する」18) ことができるだけである。もし政府が 理性の法則に反して、安直に受け入れ易い提案 を認可するならば、その結果上級学部を哲学部 との争いに陥れることになるのであるが、これ は学者同士の学問的な論争ではない。それゆえ に「違法的な争い」なのである。

これに対し学問上での真理をめぐる争いは 「合法的な争い」とされる。これは学部間の争 いであって学部と政府との争いではないからで ある。政府はこれに介入すべきではなく、ただ 傍観していればいいのである。そしてそれが学 問の進歩のみならず、国家の利益にも適うので ある。

上級学部の階級は(学識の議場の右翼と して) 政府の規約を支持するが、それにも かかわらず、真理が問題である場合にはな くてはならぬごとき自由なる体制にあって は、どうしても野党(左翼)も存在しなく てはならず、これは哲学部の議席であるが、 なぜなら哲学部の厳密な検証と異議がなけ れば政府は、政府自身にとって有利あるい は不利であるかもしれない事柄について十 分に教授せられないであろうからだ。19

そしてカントは次のように結論づける。

このようにすれば、おそらくいつの日に か次のような状態に到達しうるであろう、 すなわち、後のものが先のもの(下級学部 が上級学部)となることであり、201 しかも かくなるのは、みずからが権力を所有する ことによってではなくても、権力を所有す るもの(政府)に忠告することによってで

¹⁷⁾ VII,31f. (訳書336頁以下)

¹⁸⁾ VII,30. (訳書334頁)

¹⁹⁾ VII,35. (訳書341頁)

²⁰⁾ 原文では daß die Letzten die Ersten (die untere Facultät die obere) würden. これに対し未公刊の草稿では Die Unterste Facultaet muß einmal die Oberste werden, d.i. alles der Gesetzgebung der Vernunft unterwerfen. (最下 級学部はいつの日にか最上級学部にならなければならない。すなわち、すべてが理性の法則に従わなければなら ない) というさらに強い調子になっている。Z.n. Reinhard Brandt:Zum "Streit der Fakultäten". In: Kant – Forschungen, Bd.1, Hamburg: Felix Meiner 1987, S.31.

あり、この忠告によれば、自己自身の絶対 的権威のうちよりも、むしろ哲学部の自由 とこれから自己に生ずる洞察とのうちに、 自己の目的へ到達するための手段が良く見 出されることになるであろう。²¹⁾

4. 『学部の争い』の大学史における意義

『学部の争い』との関連で常に取り上げられるのは、シェリングが1802年イエナ大学における講義の中で行った次のような批判である。

学部相互の間の関係について、特にカン トが『学部の争い』という書物において、 この問題を非常に一面的な観点から考察し たように思えるので、必要なことを指摘し てみると、神学は、そのうちに哲学の中心 が客観化されているものとして、第一に最 高の学部でなくてはならぬことは明らかで ある。観念的なものが実在的なものより高 い勢位である限り、法学部は医学部に先ん ずることとなる。しかし哲学の学部に関し ていえば、一般にそのようなものはないし、 またあり得ぬというのがわたしの主張であ る。そしてその証明は全く単純であって、 一切であるものは、またそのゆえに、特殊 なものではあり得ぬということ〔したがっ て哲学は自由組合にほかならぬということ] がその証明なのである。

この三つの事実的な学問のうちに客観化されるのは哲学そのものであるが、しかし哲学はその個々のどれによっても総体としては客観化されない。総体としての哲学の本当の客観性は芸術のみである。それゆえ哲学の学部は決してあり得ず、ただ芸術の

学部があるのみであろう。22)

これは第7講「哲学の外的な対立の若干について、とくに事実的学問の対立について」からの引用である。難解な文章であるが、それを理解するヒントが第5講「哲学の研究に対する一般の論難について」にある。

哲学は理念のうちにのみ生き、個々の現実的な事物を扱うことを物理学や天文学等々に委ねる。(中略) それ自体もともと哲学と対立するようなものは学問ではない、むしろあらゆる学問は、哲学によって、また哲学のうちにおいてこそーとなる。²³⁾

ここで用語について若干解説を加える必要が あろう。まず「事実的な学問」の原語はpositive Wissenschaftである。これは普通「実証科学」 と訳されるが、ここではオーギュスト・コント 以来の実証科学とは意味を異にする。positivと いうのは positive Religion (歴史的啓示宗教) とか positives Recht (実定法) という風に用 いられる場合と同じく、自然的・理性的に対し て用いられている。 すなわち純粋理性的な学 問ではなく、同時に現実的歴史的な意味をもつ 学問をpositive Wissenschaftという。もとより コントが用いたpositivの意味とも関連がないわ けではないが、コントのそれはもっぱら方法的 である。²⁴⁾ 「芸術」の原語はKunstで、これには 術、技法などの意味もあり、「芸術の学部」は 原語ではFacultät der Künsteと複数形が用いら れている。前述の7自由科(Septem artes liber ales) はドイツ語ではdie Sieben Freien Künste というが、シェリングはこれを踏まえているの であろう。ここで言われている「哲学」はカン

²¹⁾ VII,35. (訳書342頁)

²²⁾ Friedrich Wilhelm Joseph von Schelling: Vorlesungen über die Methode des akademischen Studiums. In: Schellings Werke, hrsg. von Manfred Schröter, München: C.H. Beck und R.Oldenbourg1927, dritter Hauptband, S.305f. 訳はシェリング『学問論』勝田守一訳、岩波書店、2006年(第12刷、初版1957年)、102頁によった。

²³⁾ Ebd, S.283. (訳書72頁以下)

²⁴⁾ 上掲シェリング『学問論』の訳註16、191頁参照。

トの用法とは異なり、現在使われている意味に 近いように思われるが、これは先に挙げた第5 講からの引用を見てもうなずけよう。哲学はす べての根源であり、すべての学部の中に哲学が 存在しているというのである。

このシェリングのカント批判について牧野は 次のように解説している。

大学における哲学部の存在をシェリング が否定する理由は、哲学が不要な学問であ るからではなく、この学問のもつ全体性に よる。哲学は、カントの理解とは異なり、 決して神学と対立する学問ではない。なぜ なら哲学は、カントが主張したような諸学 間と区別・対立するような有限な知識では なく、絶対者に関する根源的な知識だから である。(中略) このように「同一哲学」 (Identitätsphilosophie) の立場に依拠して カントの大学論を批判したシェリングの見 解は、決して大学から哲学という学問を消 去しようとするものでなく、むしろ「逆に、 哲学の真の場所があらゆる場所であること を承認するためである」、と解するべきで あろう。²⁵⁾

シェリングの後、フィヒテ、シュライアーマッ ハー、シュテフェンス等が1807年から1809年に かけて次々と大学論を展開するが、その中でカ ントの『学部の争い』はまったく顧みられなかっ た。この理由についてブラントは以下のように 考察している。まずカントの哲学はフィヒテや シェリングと比べて古臭くなったこと。つまり 学部の序列を統一的な原理から演繹するのでは なく、序列の基になっている人間の三つの関心 事と真理の探究という対極を重い事実と受け止 め、それを相互作用として秩序付けてはいるも のの、より高い統一体から理解しようとしたり、 統一体に還元したりすることができないこと。 第二に、認識それ自体に専念する学者たちの開 かれた社会の自由主義が、閉鎖されたシステム と商業国家の時代に共感を得ることができなかっ たこと。すなわち、学部の争いという認識をめ ぐる公的な闘争の過程の中で徐々に真理が獲得 されていくという考えが、1800年にはすでに時 代遅れになってしまったこと。第三に、神学は 医学、法学とともにただ人間の利益をつかさど るものであり、その教える内容は政府に依存し ているという点にある。この啓蒙主義の理念も また世紀の変わり目とともに過去のものとなっ てしまったのである。²⁶⁾

だが、カントの大学論はすっかり忘れ去られ たわけではなかった。カール・ヤスパースとク ルト・ロスマンの共著『大学の理念』は参考文 献の中で『学部の争い』を挙げ次のように評し ている。「この著作の中でカントは哲学部の自 律という彼の要請で本質的に自由な研究と教育 の場としての近代的大学の原理を展開した」。27)

これについて『学部の争い』の訳者小倉志祥 は次のように書いている。

ヤスパース・ロスマン共著『大学の理念』 は『学部の争い』をシェリングやフィヒテ やシュライエルマッハーやウィルヘルム・ フンボルトたちの大学論に先き立って第一 の参考文献として掲げ、次のように記して いる。「カントはこの著作において哲学部 の自律という彼の要請でもって、本質的に 自由なる研究および教育の場としての近代 的大学の原理を展開した」。28)

「第一の」というのはいささか誤解を招く可 能性のある表現である。というのは、この文献 表は出版年代順に並べてあるので、当然カント

²⁵⁾ 牧野、303頁。

²⁶⁾ Vgl. Reinhard Brandt: Zum "Streit der Fakultäten". In: Kant Forschungen, Bd.1, Hamburg: Felix Meiner 1987, S.39.

²⁷⁾ Karl Jaspers und Kurt Rossmann: Die Idee der Universität. Berlin-Göttingen-Heidelberg: Springer 1961, S.245.

^{28) 『}カント全集 第13巻』 理想社、1988年、764頁。

がここに挙げられている他の著者より先に来るわけである。しかしこれは決してカントを貶めることにはならない。この文献表がカントから始まっているということは、それ以前にこれに先立ってカントに影響を与えた著作がなかったという証明でもあるからである。シェリングの『学問論』がカントの影響の下に書かれたのは、今まで見てきたように明らかであり、カントが主張した哲学の重視という基本理念は時代の変遷とともに形を変えながらも脈々と生き続けて来たのである。

歴史家の島田雄次郎は『学部の争い』を大学 史の中で次のように位置づける。

カントは『学部の争い』において、自己 自身の立場を弁護しながら、17世紀以来増 大してきた「学問の自由」の要求を、「大 学の自由」として定式化した。それはあく までも大学内部の自由であり、市民的自由 のない専制政治下におけるギリギリの「自 由」の主張であったが、しかしカントはそ れを、「公の判断の自由に対する政府の恣 意的なあらゆる制限の撤廃を準備する」も のとして、未来への明るい展望を示してい るのである。(中略) 哲学部はカントの時 代においても自己の学籍登録簿をもたない ありさまで、学生は彼らの志望する上級学 部の学籍にはじめから登録されたのである。 哲学部教授は上級学部の教授となることを その念願としていたという。

この哲学部が『学部の争い』においては、 むしろ大学の中核とされたのである。(中略)哲学部は大学のいわばかなめであり、 大学を大学たらしめるものは哲学部であった。宗派主義からの脱皮が神学的大学を哲学的大学にかわらせたのであるが、この場合カントが、彼の主張する「大学の自由」の保証として、組合的自治的な伝統的大学 とその学部制度をそのまま支持していることは注目されなければならないだろう。それは革命とナポレオン帝国を通じてフランスに定着した直轄専門学校主義とはまるで反対のものであった。²⁹⁾

今まで見てきたように『学部の争い』は神学部、法学部、医学部を上級学部とし、哲学部を下級学部とする、中世以来確立していた大学の構造のコペルニクス的転回を図ろうとしたものである。その拠り所となる理性への全面的な信頼と、(実務家ではない)学者への基本的な信頼感は、多少オプティミスティック過ぎる場がないわけではないが、読む者に希望を与えてるを、でいる。そこには宗教改革以降の大学をめぐいないる。そこには宗教改革以降の大学をめずりと、大王統治下の啓蒙主義、さらにはアメリカの独立であるう。またカントが生涯を過ごした、海外貿易の拠点であった港町ケーニヒスベルクの自由な空気も影響していたであろう。

フリードリヒ・ヴィルヘルム2世の死によって宗教問題に関する著述と講義の禁止が解かれ、この著作が出版できるようになった時、カントはまた自由にものが言えるようになった喜びのうちにやがて来る理性の勝利を確信したに違いない。

一見理想論にしか見えないカントの大学論は やがて近代的大学の模範となるベルリン大学の 設立の根本原理になっていくのである。

²⁹⁾ 島田、179頁以下。